

1 歩道と車道の区画整備の今後の方針について

ただいまのわかばやしふみや若林郁弥議員のご質問にお答え申し上げます。

歩道と車道の区画整備の今後の方針についてであります。平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険な運転を繰り返す自転車の利用者に対する「自転車運転者講習」の義務付けなど、自転車の安全対策が強化されました。自転車は原則、車道を通行することが決められていますが、右側車線のろそく路側の通行が禁止されるなど、車道や歩道における自転車の通行区分、通行方法についても明確になりました。

自転車や歩行者及び自動車が、道路を安全に通行するためには、それぞれの通行を分離することが望ましいことです。沼田市内においても、歩道上の「自転車通行可」の標識により、自転車が歩道上を走行できる場所もありますが、現在は一部の広い道路に限られております。

一方、若林議員のご指摘のとおり、幅の狭い道路などでは、歩行者と自動車との明確な通行分離ができないため、やむを得ず白線が引かれていない箇所もあります。このような道路では、運転者の交通弱者に対する思いやりも非常に大切なことではないかと考えております。

歩道と車道の分離は、既存の道路に新たに歩道を設けたり、狭い歩道を広げたりする必要があり、これには、道路沿線の関係者のご協力や多額の工事費用が必要となりますが、今後も警察など関係機関と現地調査を行い、危険箇所の把握や改善に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

また、新しく道路を造るときには歩道を計画したり、既存の歩道の段差改修や薄くなった白線の引き直し、学校周辺の道路の白線とグリーンベルトの設置などを計画的に進めることによって、可能な限り通行区分を明確にし、歩行者や自転車の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます。わかばやしふみや 若林 郁弥議員のご質問に対する答弁とさせ

ていただきます。